

平成 25 年定例会

防災県土整備企業常任委員会説明資料

頁

◎所管事項説明

1 防災対策部の組織機構について・・・・・・・・・・・・	1
2 平成 25 年度防災対策部予算について ・・・・・・・・	2
3 三重県の地震・津波対策について ・・・・・・・・	3
4 防災情報の提供と通信ネットワークについて ・・・・	7
5 消防・保安行政の推進について ・・・・・・・・	11
6 石油コンビナートの防災対策について ・・・・・・・・	15
7 東日本大震災支援本部員会議について ・・・・・・・・	19
8 地域防災力向上に向けた取組について ・・・・・・・・	23
9 災害対応力の充実・強化について ・・・・・・・・	25
10 危機管理の推進について ・・・・・・・・	33
11 国民保護の推進について ・・・・・・・・	35

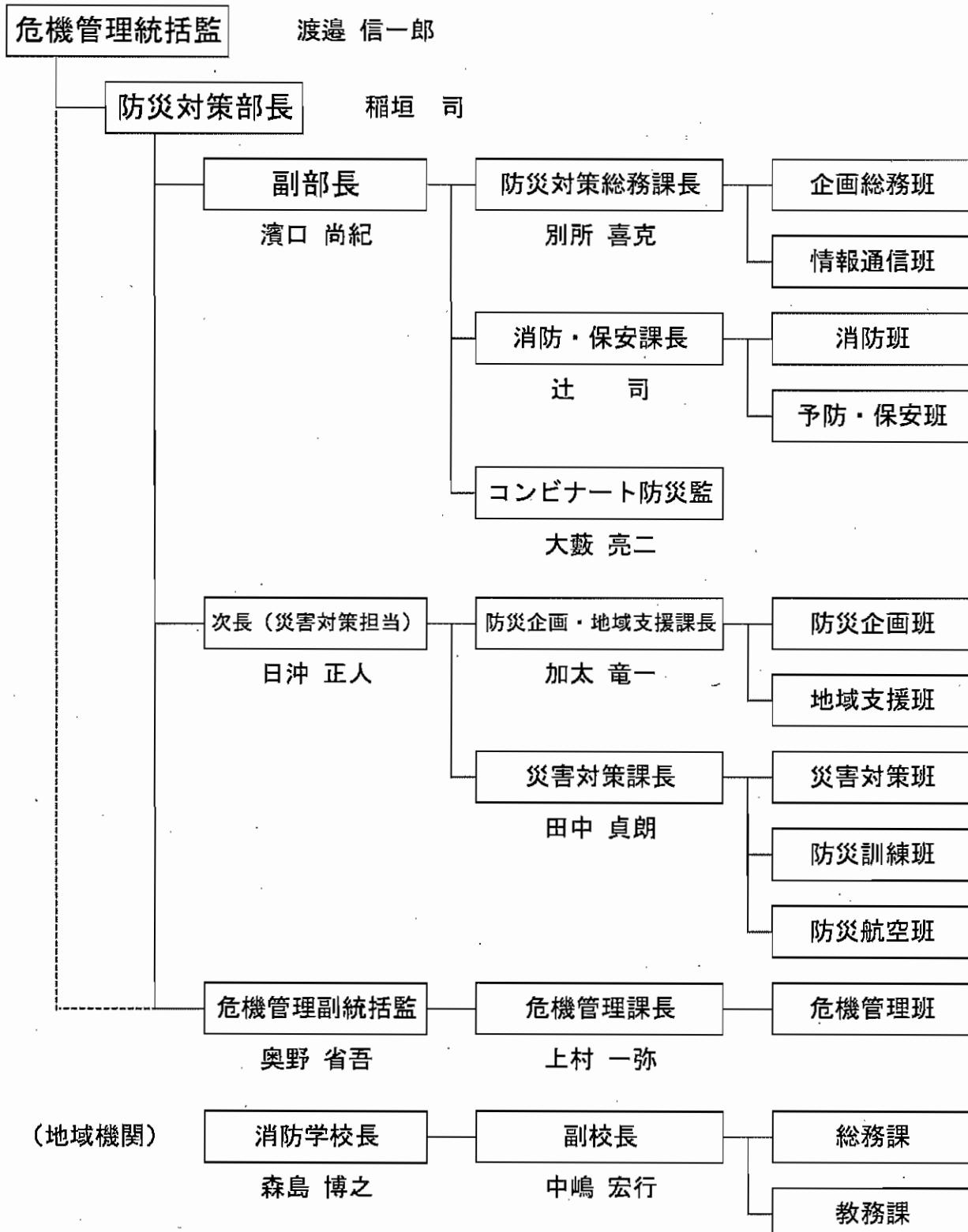
○ 別冊

- ・ 別冊 1 事務事業概要
- ・ 別冊 2 平成 25 年度予算主要事業
- ・ 別冊 3 関係資料
- ・ 別冊 4 三重県広域防災拠点施設等基本構想

平成 25 年 5 月 27 日

防災対策部

1 防災対策部の組織機構について



職員数

本庁	71 (17)
地域機関	15 (7)
合計	86 (24)

()は市町等からの派遣職員数で内数

2 平成25年度防災対策部予算について

平成25年度の防災対策部予算総額は33億3,667万円で、平成24年度当初予算と比較し、3億7,838万3千円（12.8%）の増となっています。

増減の主なものは、消防救急デジタル無線整備事業【消防費】や、石油コンビナート防災アセスメント調査（被害想定）【高圧ガス費】の実施による増、防災行政無線更新工事【防災行政無線整備事業費】の年度割による減などです。

単位：千円

項目	事業名	H24		H25		差引 B-A	前年度比 B/A
		予算額 A	予算額 B	左の財源	県費		
	【危機管理推進事業費】	4,814	3,005	2,567	438	△ 1,809	62.4%
	危機管理費計	4,814	3,005	2,567	438	△ 1,809	62.4%
	企画費	4,814	3,005	2,567	438	△ 1,809	62.4%
	【給与費】	461,138	546,593	536,593	10,000	85,455	118.5%
	【防災総務費】	11,526	17,326	17,287	39	5,800	150.3%
	【防災対策費】	128,076	107,498	105,849	1,649	△ 20,578	83.9%
	【地震対策費】	563,117	422,723	418,052	4,671	△ 140,394	75.1%
	【防災会議費】	4,670	0	0	0	△ 4,670	0.0%
	【防災拠点施設整備事業費】	18,164	7,952	7,251	701	△ 10,212	43.8%
	【防災行政無線管理費】	245,925	244,334	196,463	47,871	△ 1,591	99.4%
	【防災行政無線整備事業費】	1,054,546	280,054	4,447	275,607	△ 774,492	26.6%
	【防災ヘリコプター運航管理費】	212,879	203,183	203,183	0	△ 9,696	95.4%
	【国民保護費】	12,808	879	879	0	△ 11,929	6.9%
	防災総務費計	2,712,849	1,830,542	1,490,004	340,538	△ 882,307	67.5%
	【消防費】	38,726	1,293,845	30,445	1,263,400	1,255,119	3341.0%
	【予防費】	37,471	37,608	△ 9,250	46,858	137	100.4%
	【消防学校費】	137,229	129,988	129,980	8	△ 7,241	94.7%
	消防指導費計	213,426	1,461,441	151,175	1,310,266	1,248,015	684.8%
	【高圧ガス費】	25,110	39,588	751	38,837	14,478	157.7%
	【銃砲火薬類取締費】	961	967	△ 2,488	3,455	6	100.6%
	【電気関係取締費】	1,127	1,127	△ 8,070	9,197	0	100.0%
	銃砲火薬ガス等取締費計	27,198	41,682	△ 9,807	51,489	14,484	153.3%
	防災費計	2,953,473	3,336,670	1,633,939	1,702,731	378,383	112.8%
	合計	2,958,287	3,336,670	1,633,939	1,702,731	378,383	112.8%

3 三重県の地震・津波対策について

1 三重県緊急地震対策行動計画の取組結果について

三重県では東日本大震災で得た教訓をもとに、平成23年10月に全国に先駆けて「三重県緊急地震対策行動計画」を策定しました。

本行動計画においては、「地震から命を守る」ことを最優先テーマに、「備えるとともに、まず逃げる」ことを基本方針に掲げて、津波避難や住宅・公共施設の耐震化、防災教育などの13の行動項目に基づき、具体的な82のアクションを設定しました。

計画期間を平成23年度～24年度と定めての緊急対策でしたが、82のアクションのうち80を達成することができました。

この計画のもと、市町においては、ハザードマップの作成、津波避難施設や避難路整備、津波避難ビルの指定などが進みました。

また、県においては、学校など重要施設の耐震化、防災訓練の実施、道路啓開マップの作成、防災ノートの作成・配布などの対策が講じられるとともに、「津波避難に関する三重県モデル事業」の実施や「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の改定など、平成25年度以降、市町における具体的な防災・減災対策を展開するための準備作業を進めました。（「資料1」参照）

この計画で得た成果や明らかになった課題は、次なる行動計画となる「三重県新地震・津波対策行動計画」へと引継ぎ、さらに取組の幅を広げて防災対策を進化させていきます。

2 地震被害想定調査の進捗状況について

国においては、南海トラフ沿いで発生する大規模地震について、平成24年度に、『1000年に1回発生するかしないかの「理論上最大クラスの地震」を想定した被害想定結果』（以下、「理論上最大クラスの地震」という。）を公表しました。（「資料2」参照）

また、平成25年度初旬に、『過去、南海トラフ沿いで100年、150年周期で繰り返し発生してきた地震の中でも大規模な「既往最大クラスの地震」を想定した震源モデル等』（以下、「既往最大クラスの地震」という。）を示すこととしています。

国における被害想定は国家レベルのマクロな防災対策を講じることを目的に想定されていることから、その内容は広域的な被害の様相を示すにとどまっており、例えば市町単位の具体的な被害想定は算定できないなど、地方の防災対策に活かすことはできないのが実態です。

のことから、県において、市町単位の詳細な被害想定調査を独自に行うこととし、三重県防災会議の専門部会に「被害想定調査検討委員会」を設置して平成24年度から調査に取り組んでいます。（H24年度：2回開催）

調査にあたっては、隣接県の被害想定結果との整合を図るため、国が示す「理論上最大クラスの地震」と「既往最大クラスの地震」の震源モデルを統一的に用い、これに最新の標高データや地盤データ、堤防データ、河川データ、建物データ等を入力して、より詳細かつ現実的な被害想定を示すこととしています。（「資料3」参照）

しかしながら、国からの「既往最大クラスの地震」の震源モデルの提示が、当初の予定では、平成24年末とされていたのが平成25年度初旬に繰り延べされたため、調査の進捗が大幅に遅れており、これが「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」の抜本的な見直し及び「三重県新地震・津波対策行動計画」の策定にも影響を与えています。

このため、近隣府県と連携して国に早期のモデル提示を働きかけるなど、平成25年度中に作業を終了させるべく取組を進めているところです。

3 三重県地域防災計画（地震・津波対策編）の見直しについて

「三重県地域防災計画（震災対策編）」については、東日本大震災を受け、広域かつ甚大な津波被害対策を中心に大幅な見直しを迫られたことから、平成24年度の三重県防災会議において、名称を「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」と改めて抜本改正に取り組む方針を確認し、作業に取り組んできました。

見直しにあたっては、新たな災害対策本部体制に基づく“部隊”を中心に戸内で議論を進めるとともに、市町との意見交換（H24年度：13回開催）、ライフライン企業との意見交換（H24年度：1回開催）など防災関係機関の意見を聴取しながら検討を進めるとともに、防災会議専門部会の「防災・減災対策検討会議」においても検討状況を報告し（H24年度：2回報告）、専門的な見地からの検証を加えているところです。

計画の構成は「1.総則」「2.災害予防・減災対策」「3.発災後対策」「4.復旧・復興対策」「5.特別対策 東海地震に関する緊急対策」の5部構成に改めることとしています。（「資料4」参照）

また、三重県の地震・津波対策の基本を「既往最大クラスの地震」とし、「理論上最大クラスの地震」は津波避難対策や防災上重要な施設の機能を喪失しないための対策に特化して活用することや、これまで以上に防災対策における自助・共助の取組を重視することについても、方針として明記することとしています。

今後、地震被害想定調査の進捗に合わせながら、さらに関係機関を交えた検討を進め、年度内には最終案を三重県防災会議に諮ることとしています。

4 新地震・津波対策行動計画の策定について

「備える、逃げる」を基本方針とし、津波避難対策に重点を置いた「三重県緊急地震対策行動計画」を引き継ぐとともに、本県のこれから地震・津波対策の方向性を定め、その道筋となる「三重県新地震・津波対策行動計画」の策定を進めています。

策定にあたっては、三重県防災会議の専門部会として設置した「防災・減災対策検討会議」において、これから三重県の防災対策のあり方について、各関係分野の専門的な視点から審議するとともに（H24年度：5回開催）、府内関係所属職員に専門アドバイザーを加えた府内ワーキンググループを設置し、「防災意識の向上・人材活用」と「災害に強い社会づくり・まちづくり」の二つのテーマで審議を重ね（H24年度：21回開催）、平成25年3月に中間案を取りまとめました。

中間案では、これから三重県の防災・減災のあるべき姿を『「防災の日常化」の定着』とすることや、対策の対象とする時間軸をこれまでよりも長く設定し、「人の命を守ること」に加え、「人々の生活の回復を図ること」までとすることなどを示し、これに基づく行動項目案を示しました。（「資料5」参照）

今後、被害想定調査の進捗や「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」の検討状況との整合を図りながら、具体的な活動内容や目標の設定を行い、今年度中に策定・公表することとしています。

5 津波避難に関する三重県モデル事業について

東日本大震災では、津波の高さがこれまでの想定を大きく上回り、避難すべき場所が適切でなかったり、高齢者や障がい者など災害時要援護者の逃げ遅れなどにより、多くの方が犠牲となりました。

この教訓を踏まえ、南海トラフ沿いで発生する大規模地震が危惧される三重県においては、『「避難する」という行為は、誰かに指示されて行うのではなく、自らの命を守るために自らが決めて行うべき大切な行為である』ことを誰もが理解し、確実な避難行動を行えるよう、日頃から備えておくことが重要となります。

このため、住民一人ひとりが自らの津波避難計画を自ら作成する、「Myまっぷラン」と名付けた個人の津波避難計画を、地域でのワークショップ等において束ねることで、地域の津波避難計画を作成する、という手法を中心として取り組んでいくこととしました。

「Myまっぷラン」を活用した災害時要援護者の避難対策の方向性や、津波から逃れるための自動車による避難、新たな施設・設備等についての考え方をまとめ、これらの取組を総称して、「津波避難に関する三重県モデル」と呼び、からの県における津波避難の基本として位置付けるために必要な実証調査等を実施しました。（「資料6」参照）

「Myまっふラン」を活用した取組は、津波避難に関して個人と地域の課題を浮かび上がらせ、地域で津波避難計画を策定し津波避難訓練を実施するための有効な手段であると考えていますが、この取組を推進するためには、住民が主体となって自治会・自主防災組織と各種団体・行政が連携して進めることが重要です。

平成25年度は、地域において「津波避難に関する三重県モデル」による避難計画が作成されるよう、「三重のさきもり」や「みえ防災コーディネーター」など、防災人材の協力も得ながら、市町とともに地域への働きかけを行っていきます。

6 三重県避難所運営マニュアル策定指針について

三重県では、阪神・淡路大震災での避難所運営における諸課題に対応し、円滑な避難所運営を目指すため、平成15年度に「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を策定し、これまで、県内の市町や地域における避難所運営マニュアルの基準として活用されてきました。

しかし、東日本大震災により、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営や、避難所における障がい者、外国人への対応など、新たな課題が明らかになったことから、これらの課題に対応するため、策定指針を改定することとしました。

改定にあたって設置した策定委員会には、自身が障がいをお持ちの方にも委員として参画いただくとともに、被災地で避難所運営に携わった方々へのヒアリング調査を行い、意見をいただきました。

改定のポイントとしては、大規模災害時における避難所運営は、避難者がそれぞれの役割を持ち、自主的な運営を行うことが、三重県が目指すべき避難所運営の姿であるとの県の考え方と、様々な立場の避難者の声を集め、災害時要援護者や女性が運営に必ず携わることのできる、円滑な避難所運営の方法を示しました。

また、地域での避難所運営マニュアル作成に活用するベースとして、「避難所運営マニュアル基本モデル」を今回併せて作成しました。（「資料7」参照）

平成25年度は、市町の行政職員や、地域の自主防災組織のリーダー等を対象として、三重県避難所運営マニュアル策定指針、基本モデルの研修を行い、実践での活用を促進するとともに、これまで育成してきた防災人材の協力も得ながら、市町とともに地域での避難所運営マニュアル作成を促進していきます。

4 防災情報の提供及び防災通信ネットワークについて

1 防災情報の提供

(1) 概要

県では、災害情報等を収集し、提供する仕組みである「防災情報提供プラットフォーム」を平成15年度から運用しています。

防災情報提供プラットフォームは、①「防災みえ.jp」ホームページ ②「防災みえ.jp」防災情報メール配信サービス ③市町等から被害情報等を収集する防災情報システムで構成しています。

① 「防災みえ.jp」ホームページ

県が収集した気象情報や災害情報、ライフライン情報等の防災・災害に関する情報をリアルタイムで県民等に提供するシステムです。

また、防災に関する各種資料等も提供しています。

なお、これらの情報は携帯電話用サイトでも提供しています。

② 「防災みえ.jp」防災情報メール配信サービス

登録者に電子メールで気象情報、地震・津波情報等の情報提供を行うシステムです。

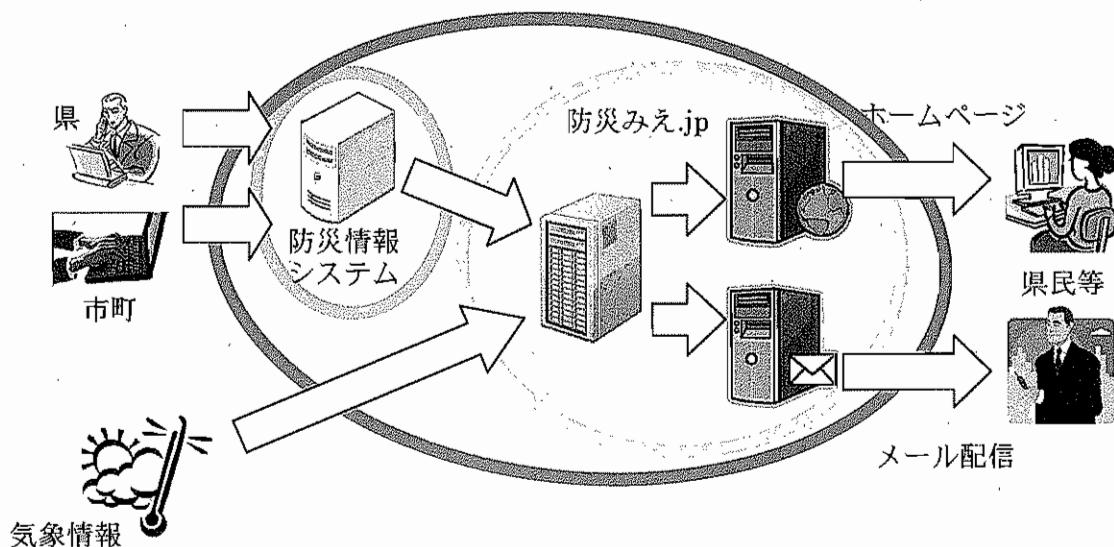
平成24年度には河川の水位情報を追加した配信を開始しました。

登録者数は平成25年3月末現在で、約3万8千人です。

③ 防災情報システム

災害対策本部の設置時に、関係市町等から被害情報や避難情報を収集し、共有するシステムです。

「防災情報提供プラットフォーム」



(2)今後の取組

現在のメール配信サービスは、登録者数を4万人として設計されており、それ以上の登録がなされた場合にはメール配信の遅延等が懸念されることからシステムの増強を図っていきます。

また、東日本大震災や紀伊半島大水害における情報収集や被害情報提供の検証を行い、県民の皆様へ危険が身近にあることをお知らせできるよう、わかりやすく有効な情報提供に努めていきます。

2 防災通信ネットワーク

(1)概要

災害時に防災関係機関相互の通信を確保する「防災通信ネットワーク」は、①地上系防災行政無線 ②衛星系防災行政無線 ③有線系通信で構成し、県庁舎、市町役場、消防本部、警察署、災害拠点病院、国等の関係機関に設置しています。

機 関 名	設置機関数	設置箇所数		
		地上系	衛星系※2	有線系
中継所	一	24	一	一
県庁舎等	13	13	10	13
端末局	107	126	52	78
市 町	29	49※1	29	49
消防本部	15	15	15	15
警察署関係	19	19	1	0
医療関係	15	15	4	0
報道関係	3	3	0	0
県地域機関、県関係	13	13	0	12
国関係	8	7	3	2
ライフライン	5	5	0	0
合計	120	163	62	91

※1 市町の地上系の設置箇所数が設置機関数より多いのは、現在も市町村合併前の役場に設置している所があるため

※2 衛星系の設置箇所数は平成25年度の工事完成時

① 地上系防災行政無線

山上等に設置した中継局を介して防災関係機関に設置した固定局及び車等の移動局の相互間で音声通信等を行う無線通信設備です。

② 衛星系防災行政無線

赤道上空の静止衛星を介して、防災関係機関や可搬型無線機の相互間で音声通信、画像伝送等を行う通信設備です。

平成 22 年度から平成 25 年度にかけて高機能の次世代型設備に更新中で、更新後は、現地からの映像伝送やテレビ会議等に利用できます。

③ 有線系通信

インターネット等を利用して防災情報や画像情報など大容量のデータ通信を行う通信設備です。

(2) 今後の取組

衛星系防災行政無線の更新工事は平成 25 年度をもって完成になります。

また、新たに災害拠点病院に指定された済生会松阪総合病院と松阪中央総合病院に地上系防災行政無線を整備していきます。

(参考)

○ 市町の防災行政無線

市町が整備している防災行政無線には、大きく 2 種類あります。

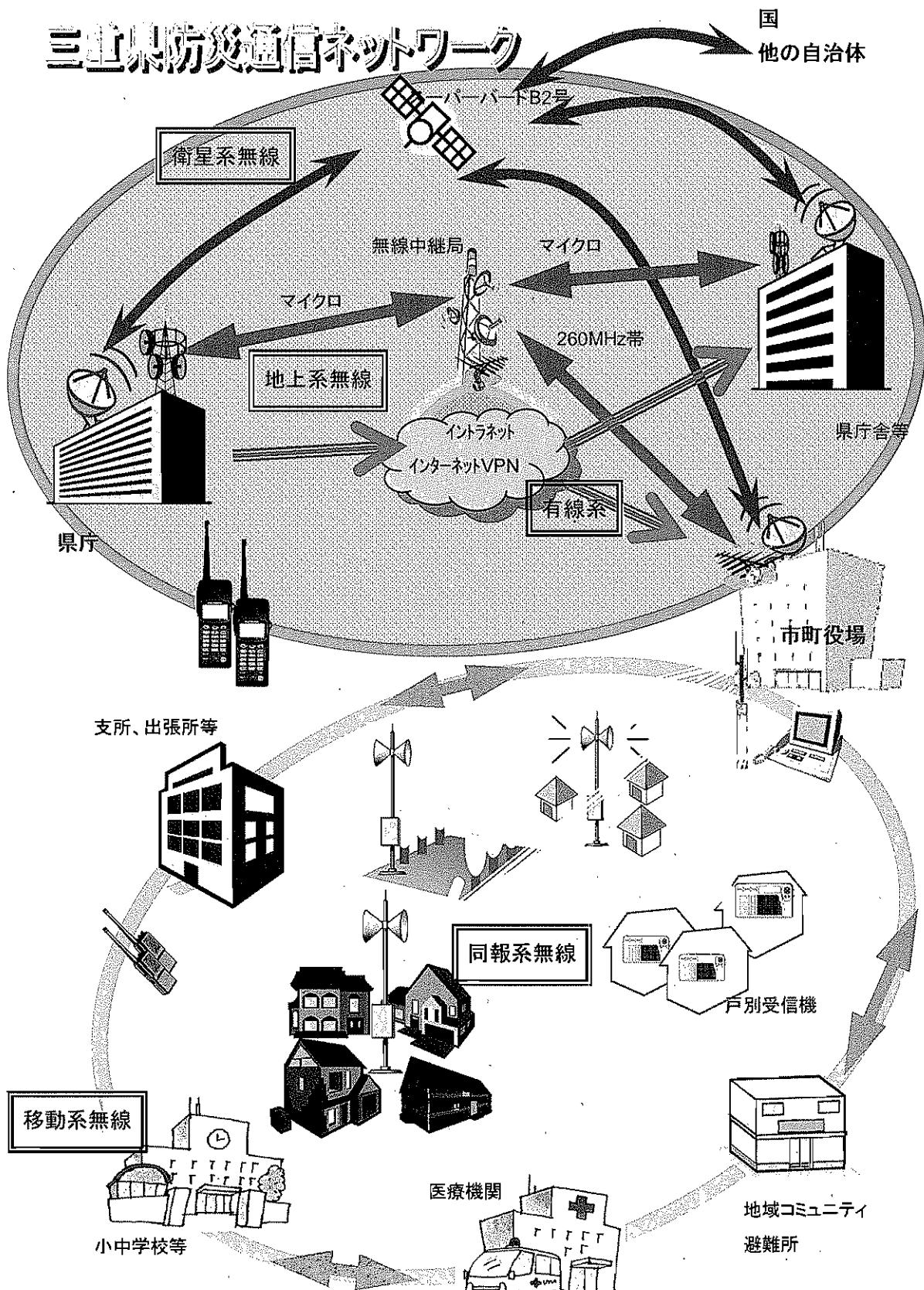
一つは「同報系」で、各戸に受信機を設置したり、地区に屋外スピーカーを設置するなどして、市町役場から地域住民に直接情報を放送するものです。

もう一つは「移動系」で、主として市町役場と支所、避難所などの連絡用として配備しているものです。

29 市町単位のうち、28 市町が同報系無線※を、29 市町が移動系無線を整備しています。

※ 同報系無線を未整備の名張市は、コミュニティ FM 放送にて対応

三重県防災通信ネットワーク



5 消防・保安行政の推進について

1 消防救急無線のデジタル化について

(1) これまでの経緯

現在、消防救急無線は、県内 15 消防本部において運用していますが、電波法に基づく周波数割当計画の変更により、平成 28 年 5 月 31 日までにアナログ方式からデジタル方式へ移行（以下、「デジタル化」といいます。）しなければなりません。

総務省消防庁は、デジタル化には多額の経費を要することから、県域 1 ブロックでの共同整備（無線の広域化・無線の共同化）が望ましいとし、消防救急無線デジタル広域化整備計画の策定を求めました。

(2) 現状

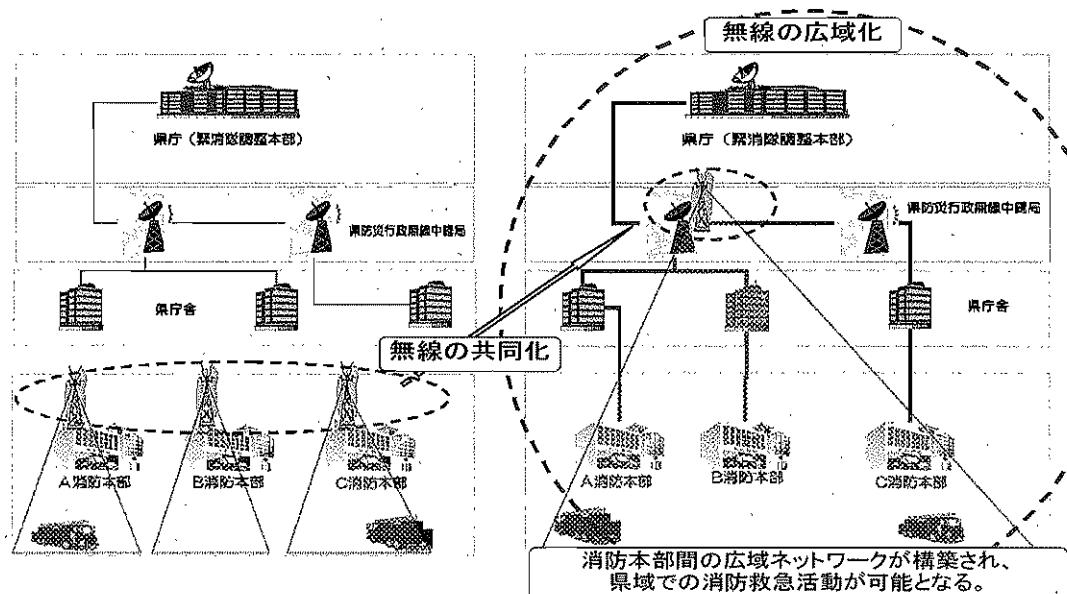
県は、消防本部とともに、平成 18 年度にデジタル広域化整備計画を策定し、県域 1 ブロックでの共同整備を検討してまいりました。

平成 22 年度には、市長会、町村会からの要望を受け、広域的支援の観点から、消防本部相互の応援活動に使用する消防救急無線（共通波）のデジタル化整備の工事発注業務等を受託することとし、平成 24 年度～平成 26 年度の 3ヶ年事業として、共同整備に着手しました。

なお、消火・救急業務に使用する消防救急無線（活動波）のデジタル化については、119 番の受付処理などを行う消防指令台との一体整備の必要性等の理由から、消防長会として、共同整備ではなく各消防本部単位でデジタル化を進めることとしています。

(3) 今後の取組

県は、今後も消防本部と一体となって消防救急無線（共通波）のデジタル化を進めるとともに、各消防本部が実施する消防救急無線（活動波）についても、期限内でのデジタル化が行えるよう、引き続き消防本部と調整を図ってまいります。



2 消防の広域化について

(1) これまでの経緯

平成 18 年の消防組織法の一部改正を受け、本県では、平成 20 年 3 月に「三重県消防広域化推進計画」を策定し、国の定める広域化の期限（平成 24 年度末）内に、広域化の第一段階である 8 ブロックの実現に向け、単独消防本部の 2 ブロックを除く 6 ブロックにおいて、市町と協議しながら消防の広域化に向けた取組を進めてきました。

(2) 現状

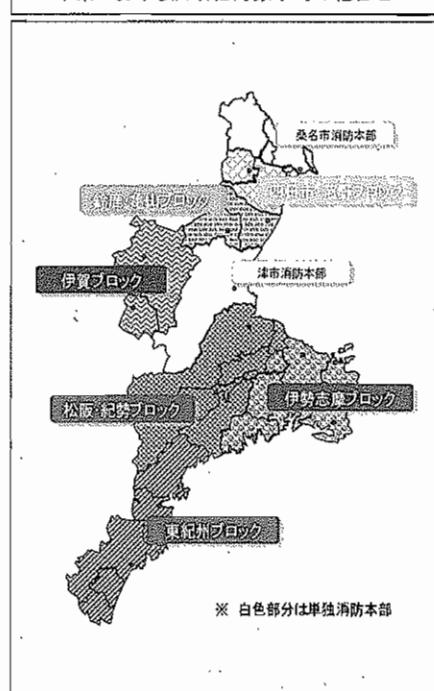
伊賀ブロックでは「広域消防運営計画策定委員会」において、四日市・菰野ブロックでは「消防広域化研究会」において協議を続けていますが、他の 4 ブロックにおいては広域化に向けた進展はありませんでした。

(3) 今後の取組

総務省消防庁は、平成 25 年 4 月 1 日に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正し、消防の広域化に係る取組を 5 年程度（期限：平成 30 年 4 月 1 日）延長しました。

県においても、伊賀ブロック、四日市・菰野ブロックの取組を引き続き支援していくとともに、国の動向をふまえて「三重県消防広域化推進計画」の見直しを行います。

本県における広域化対象市町の組合せ



基本指針改正のポイント

- 広域化対象市町村の組合せを検討する際には、人口 30 万人の規模目標に必ずしもとらわれず、地域の実情を十分に考慮すること
- 広域化対象地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして、次に該当すると認められるものを都道府県知事が指定、国・都道府県の支援を集中的に実施すること
 - ① 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域
 - ② 広域化の気運が高い地域

3 高圧ガス事業所等の予防・保安対策について

(1) 概 要

高圧ガス、L P ガス及び火薬類を取り扱う施設並びに電気工事業者等に対する規制を適切に実施することにより、事故防止、保安の確保を図っています。

なお、石油タンク等の危険物施設については、消防法に基づき各消防本部が規制・指導を行っています。

① 高圧ガス・L P ガス関係

高圧ガス保安法に基づき、高圧ガス事業所等の完成検査、保安検査及び立入検査等を実施し、保安の確保に努めています。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、一般消費者等に対するL P ガス販売事業等に関して、立入検査等を実施し、保安の確保に努めています。

●高圧ガス関係事業所数（製造所、貯蔵所等）	829
当該事業所に対する完成検査及び保安検査並びに立入検査件数	403
●L P ガス販売所数	497
当該販売所に対する立入検査件数	487

② 火薬類関係

火薬類取締法に基づき、火薬類を取り扱う関係事業所に対し、火薬庫等の完成検査、保安検査及び立入検査等を実施し、火薬類の保安の確保に努めています。

●火薬類取扱事業所数（煙火製造所、火薬庫、販売所）	127
当該事業所に対する完成検査及び保安検査並びに立入検査件数	92

③ 電気関係

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、電気工事業の登録並びに事業者の事務所等への立入検査等を実施し、電気工事の欠陥等による事故の発生防止・拡大防止に努めています。

●電気工事業関係事業所数	1,734
当該事業所に対する立入検査及び現地調査件数	161

④ 消防関係

消防法に基づき、危険物取扱者及び消防設備士免状所持者に対する保安講習を実施し、危険物や消防用設備の不備等による事故の発生及び被害の拡大防止に努めています。

●危険物取扱者保安講習	21回実施	4,151名受講
●消防設備等の工事又は整備に関する講習	9回実施	929名受講

(2) コンプライアンス確保への取組

平成 20 年度に大手企業において高圧ガス保安法に係る法令違反が相次いで判明したことから、平成 21 年度よりコンプライアンス推進事業を実施し、高圧ガス関係業者等に対し、コンプライアンス研修会、保安対策講演会等を実施しコンプライアンスの徹底を図っています。

- コンプライアンス研修 平成 25 年 3 月 18 日、19 日 (津市、四日市市)
高圧ガス関係の許認可手続き及び施設管理の留意点等について、関係法令に基づく講義を実施
- 保安対策セミナー 平成 24 年 12 月 14 日 (四日市市)
「事業所の安全対策」について講演会を実施
- 保安対策講演会 平成 24 年 10 月 24 日 (津市)
「高圧ガス等保安確保と労働安全管理活動のあり方」について講演会を実施
- ハザード低減体験研修 平成 24 年 9 月 6 日、7 日、11 日 (四日市市)
高圧ガスや可燃物の危険性の理解のため、火災・爆発等の模擬実験体験研修を実施

(3) 今後の取組

昨年度に引き続き、保安検査や立入検査並びにコンプライアンス研修や保安対策講習等を実施し、関係事業所等に対する保安の確保を図っていきます。

6 石油コンビナートの防災対策について

1 石油コンビナート地域における防災対策の概要

石油コンビナート地域においても、危険物施設については消防法、高圧ガス施設については高圧ガス保安法等、個別の保安関係諸法により規制が行われています。

しかし、コンビナートでは、危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積していることから、上記に加え、災害が発生した場合、その拡大防止のため、各施設地区の面積やその配置、防災施設や資機材の設置や配備、自衛防災組織の設置等について定めた石油コンビナート等災害防止法により総合的な対策がとられています。

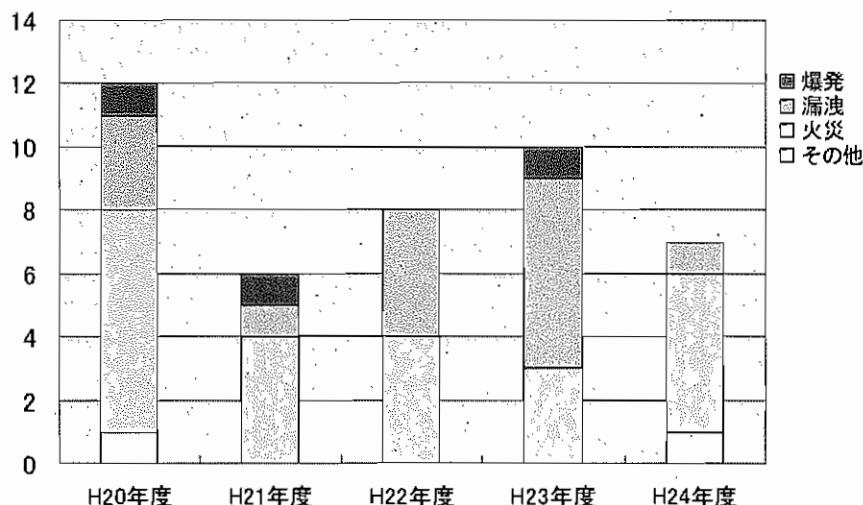
同法では、全国で 85 地区のコンビナート地域（特別防災区域）が指定され、同区域内で規制を受ける事業所（特定事業所）は 708 事業所となっています。三重県では、四日市臨海地区及び尾鷲地区の 2 区域が指定され、特定事業所数は 36 事業所（四日市 35、尾鷲 1）となっています。

県では、同法に基づき石油コンビナート等防災本部を設置し、コンビナート地域に係る防災計画を作成してその実施を推進するとともに、災害が発生した場合には、事業者ほか関係機関が防災計画に基づき実施する応急対策に係る連絡調整等を行っています。

2 事故災害の現状と対策

コンビナート地域では、火災などの事故が平成 24 年度は 7 件（全て四日市地区）発生しており、過去 5 年間は、平成 20 年度の 12 件を除き、毎年度 8 件前後で推移しています。事故原因のほとんどは腐食等設備の維持管理上の問題やヒューマンエラーに伴うもので、各個別法による立入検査のほか、消防その他関係機関と連携して保安対策セミナーの開催や防災訓練の実施等により事故の発生防止や拡大防止を図っています。

特定事業所において発生した事故



○ 石油コンビナート防災訓練（平成 24 年 8 月 31 日 四日市臨海地区）



3 地震・津波対策

(1) 地震・津波対策の現状

① 地震動

一定規模以上の危険物施設等は、各関係法令により耐震設計が義務付けされているほか、貯槽等の主要な設備は異常事態を感知した場合、緊急遮断弁等の安全装置により被害の拡大防止措置が講じられるようになっています。本県のコンビナート地域では、過去、地震による二次災害（火災、爆発等）は発生していません。

なお、現行の三重県石油コンビナート等防災計画では、事業者に対し、プラント本体のほか制御室・事務室等周辺施設の耐震性向上にも努めるよう求めています。

② 津波

津波に関しては、防潮堤や防波堤等の構造物の設置によって一定範囲の地域を津波から防護することが基本的な対策となっており、津波の波力や浮力がプラント本体に及ぼす影響についての法的技術基準は、現在、設定されていません。

しかし、東日本大震災を受け、消防庁では種々の対策検討会を設置し、その提言を受け、昨年度、消防法で規定する予防規程に定めるべき事項として、地震が発生した場合に加え、津波が発生した場合の応急措置等（施設の緊急停止の手順や屋外タンクからの危険物の流出防止措置等。）を追加する法改正を実施しました。高压ガス保安法を所管する経済産業省でも、同様の検討が進められています。

(2) 県の対応状況

平成23年度、県内コンビナート企業の地震・津波対策の現状について調査を実施し、結果を基に防災上の課題を抽出して、事業者との懇談会等を通じて可能なものから早期の取組を要請しました。

また、昨年度は、上記調査結果や国の検討会提言等を踏まえ、防災本部の体制や津波対策について県石油コンビナート等防災計画を修正しました。

4 今後の取組

三重県では南海トラフを震源域とする巨大地震の発生が懸念されており、平成24年3月及び8月、国において地震動や津波高さの推計及び被害想定が公表されました。また、近年、石油コンビナートでは、従来想定していなかったコンビナートの区域外にまで影響を及ぼす大きな事故が連続して発生しています。

これらのことから、今後、防災計画を見直していく必要がありますが、見直しにあたってはコンビナートで起こりうる災害について適切な想定を行うことが不可欠となります。

このため、本年度、科学的知見に基づく「石油コンビナート防災アセスメント調査」を実施し、大事故や南海トラフ巨大地震等の発生により想定される災害の形態、規模、影響範囲などを予測し、次年度、これを基礎資料として防災計画の見直しを進めます。

(参考)

石油コンビナートに配備されている防災資機材の一例

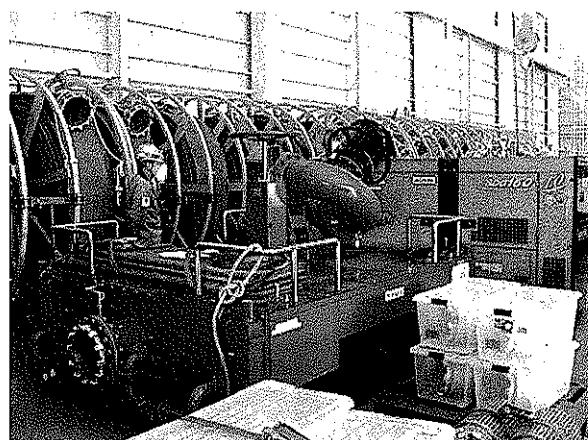
○ 大容量泡放射システム

平成 15 年 9 月に発生した北海道十勝沖地震において危険物タンクが全面火災となった際、消火に 40 数時間要しました。石油コンビナートが従来常備している大型化学消防車などではこのような全面火災に対応が困難なことから、平成 16 年に石油コンビナート等災害防止法が改正され、一定規模以上の施設を有する特定事業者に配備が義務づけられたものです。

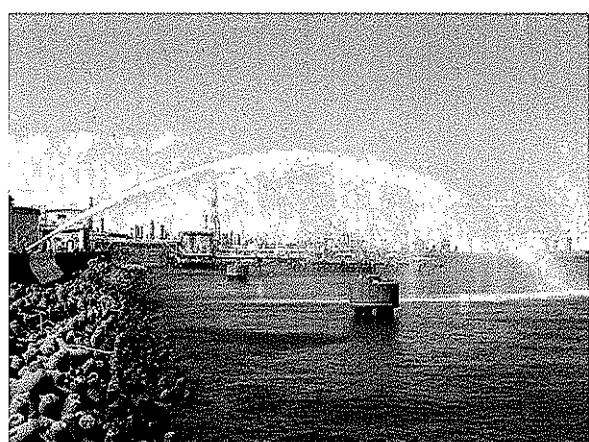
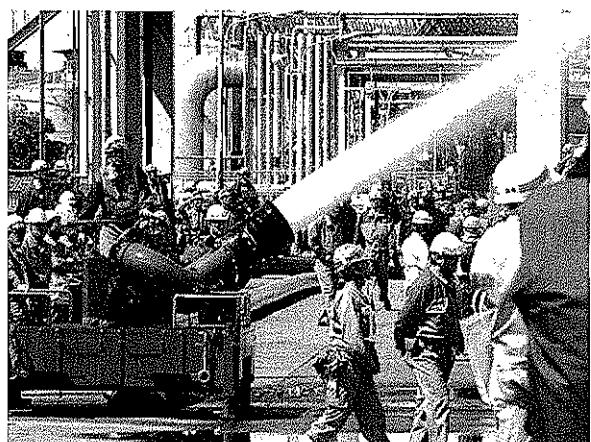
本システムは大規模かつ複雑な防災資機材であるため、全国のコンビナート 85 地区を 12 のブロックに分割し、各ブロック内の事業者が共同して防災組織を設立し配備、ブロック内で共同で運用するものです。

三重県及び愛知県の対象事業所では「中京地区広域共同防災協議会」を設立し、四日市市楠町に本システムを配備しています。配備されているシステムは、大容量ポンプ、放水砲、泡原液、ホース、発電機等から構成され、放水砲 1 基の能力は、最大毎分 3 万㍑と大型消防車 10 台分の能力があります。

【配備施設：中京地区広域共同防災センター】



【大容量泡放射システムを使用した防災訓練】



7 東日本大震災支援本部員会議について

1 本部員会議の運営

東日本大震災の発生を受け、県では平成23年3月14日に「東日本大震災支援本部」（本部長 知事）を設置し、平成24年度までに本部員会議を11回開催して、さまざまな支援を行ってきました。

平成25年度は4回の開催を予定しており、派遣職員の活動報告を通して被災地の状況把握にも努め、引き続き全庁的な連携を図りながら支援していきます。

2 平成24年度までの取組（主なもの）

(1) 人的支援

職種	人數	備考
県職員	577	派遣期間は長短あり
警察官	1,593	
合計	2,170名	

(参考)

職種	人數	備考
市町職員	713	
消防職員	346	
合計	1,059名	

(2) 被災地向け支援

- 「みえ災害ボランティア支援センター」（以下、「支援センター」）によるボランティアバス「みえ発！ボラパックⅡ」の運行（環境生活部）
- 農林漁業就業・就職フェアで被災者個別相談コーナーの設置（農林水産部）
- 宮城県の中学生を招待し、「子ども防災サミット in みえ」（鳥羽市及び志摩市）の開催（教育委員会）

(3) 県内避難者向け支援

- 避難者の総合相談窓口機能（防災対策部）
- 支援センターによる県内避難者支援「みえで仲間をつくり隊」の開催（環境生活部）
- 避難者への借上住宅の提供（健康福祉部）

(4) その他

- 東日本大震災二周年追悼式の実施（防災対策部）
- 支援センターによる東日本大震災支援活動報告会「三重からみつめた東日本大震災～被災地・被災者・避難者の2年、そして今～」の開催（環境生活部）

3 平成25年度の取組（主なもの）

今年度の各部局の対応状況（平成25年4月末時点）は以下のとおりです。

(1) 人的支援

（平成25年4月以降の派遣人数）

- 県職員（派遣期間 H25.4.1～H26.3.31）

派遣先		職種	人数
福島県	衛生研究所理化学課	環境	1
宮城県	東部土木事務所用地班	一般事務	2
	仙台地方振興事務所農業農村整備部	農業土木	1
	仙台地方振興事務所水産漁港部	水産	1
岩手県	農林水産部漁港復興推進室	農業土木	1
	気仙沼地方振興事務所農林振興部	林業	1
	沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター	一般事務	1
環境生活部廃棄物特別対策室		化学	1
			計 9名

- 警察官

派遣先	職種	人数	期間
福島県警察	機動隊	61名	H25.4.1～H25.4.18

※ 機動隊の派遣は、今後も継続の見込み

（参考）

- 市町職員

派遣先		人数	派遣元市町
県	市町村		
宮城県	石巻市	4	鈴鹿市(2)、伊賀市(1)、菰野町(1)
	多賀城市	1	伊賀市
	南三陸町	1	鳥羽市
	山元町	1	津市
岩手県	陸前高田市	1	松阪市
福島県	相馬市	1	菰野町
	新地町	1	四日市市
計 10名			

(2) 被災地向け支援

- 「もぐらんぴあ・まちなか水族館」への支援（防災対策部）
- 海女を通じた観光連携 P R（雇用経済部）
- 生徒の現地見学及び交流（教育委員会）
- 支援センターによるボランティアバス「みえ発！ボラパックⅡ」（平成 25 年 9 月まで）の運行（環境生活部）

(3) 県内避難者向け支援

三重県への避難者数（平成 25 年 4 月末現在）

岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	埼玉県	神奈川県	計
116	55	226	67	16	14	5	3	502 名

- 避難者の総合相談窓口機能（防災対策部）
- 支援センターによる県内避難者支援「みえで仲間をつくり隊」の開催（環境生活部）
- 避難者への借上住宅の提供（健康福祉部）

(4) その他

- 県ホームページ「東日本大震災に伴う支援に関する情報」の充実（防災対策部）
- 県内の空間放射線率及び水道水・降下物（大気中の雨水やちり等）の人工放射性物質の測定結果のホームページでの提供（健康福祉部）

4 今後の取組

被災者及び県内避難者のニーズが多様化していることから、県内市町や NPO 等とも連携しながら取り組んでいきます。

また、一方通行の支援から交流へと取組を広げていきながら、支援を継続していきます。

なお、東日本大震災での災害対応、支援の取組の中で得られた教訓を、本県の地域防災計画等へ的確に反映していきます。

8 地域防災力向上に向けた取組について

1 地域防災力向上のための支援

地域防災力を高めるために、「自助」「共助」を軸とした地域における避難体制の整備と、自主的な防災活動の活性化を促進するとともに、市町の防災力を強化する取組を支援していきます。

また、県民の皆さんのが「防災の日常化」の定着を図っていきます。

(1) 緊急避難体制の整備

「Myまっふラン」を活用した「津波避難に関する三重県モデル」による津波避難計画や「避難所運営マニュアル」を、県内地域へ水平展開していくため、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携しながら、市町とともに地域での作成に向け、働きかけや支援を行っていきます。(「資料8」参照)

(2) 地域における防災活動の活性化の促進

地域防災の核である自主防災組織の活性化を図るために、地域特性に応じた訓練等の防災活動、多様な主体による防災ネットワークの積極的な参加を促すとともに、自主防災組織リーダー研修や自主防災組織等交流会の実施により、自主防災組織相互の連携や活動事例の共有などを支援していきます。

(3) 市町の防災力強化の支援

防災行政の最前線で活動する市町の災害対応力強化を図るため、防災技術専門員、防災技術指導員を中心に市町の図上訓練等の実施支援を行い、平成24年度までに県内全29市町において図上訓練を実施しました。

今後も、市町において継続的に図上訓練が実施されるよう支援を行い、市町の災害対応力強化を図ります。

また、地域の被害想定結果や、東日本大震災、紀伊半島大水害などの課題を踏まえ、市町が実施する防災・減災対策に対し、地域減災力強化推進補助金により支援を行い、地域における防災・減災に向けた体制づくりを促進します。(「資料9」参照)

(4) 県民の防災行動の促進

東日本大震災を機に急速に高まった県民の防災意識の向上と、防災意識を防災行動へと結びつけるため、マスメディアを活用した「防災啓発番組」を放送するとともに、防災すごろく、HUG(避難所運営ゲーム)、防災啓発車(地震体験車)等による、体験・体感型の防災啓発を実施しています。

また、全県的な防災意識向上を目的とした取組として、「みえ風水害対策の日」、「みえ地震対策の日」及び「津波防災の日」に合わせ、シンポジウム、講演会等の啓発事業を開催しています。

個人備蓄を中心とした「自助」の取組の促進としては、県と一般社団法人日本非常食推進機構が平成24年8月に締結した防災活動に関する協定に基づき、災害発生時の物資の調達・供給に関する協力体制をとるとともに、「白い小箱」を活用した防災啓発活動を連携・協力して実施しています。（「資料10」参照）

2 三重大学との連携による防災人材の育成・活用について

県と三重大学が連携して、地域の知の拠点である大学のノウハウを最大限に生かし、県が育成する「みえ防災コーディネーター」や、三重大学が育成する「三重のさきもり」など、地域や企業における防災の担い手となる人材の育成・活用を推進していきます。

平成25年度からは、特に女性防災人材の育成を図るため、女性の「みえ防災コーディネーター」の育成やスキルアップと、専門職種として働いている女性を対象とした実践的な防災研修などを実施していきます。（「資料11」参照）

9 災害対応力の充実・強化について

今世紀前半の発生が危惧される南海トラフ巨大地震に備えるため、平成23年3月の東日本大震災及び同年9月の紀伊半島大水害の教訓を踏まえ、災害対策本部の体制見直しにより機能強化を図るとともに、実践的な防災訓練を実施し、その体制の検証を行うことにより、災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対応が実施できる体制を整備します。

また、災害発生時の応援・支援のための広域連携の重要性が高まっていることから、県と市町において災害時広域支援体制の強化を図るとともに、大規模災害に対する応急対策の活動拠点として、広域防災拠点施設の整備を進め、災害対応力の充実・強化を図ります。

1 三重県災害対策本部体制の機能強化（「参考1」参照）

（1）災害対策本部

災害対策本部の組織体制について、危機管理統括監のもと全庁が一体的となつて災害対策を行うことができるよう、平成24年度から、主に「災害対策統括部」を設置することを中心とした見直しを行いました。

「災害対策統括部」は、危機管理統括監を統括部長とし、統括部長の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における本部長（知事）の意思決定を支援するものとし、次のような組織体制としました。

① 災害対策統括部に対応方針の立案や関係部局との調整を行う「部隊」の設置

災害対策統括部の中に、組織の縦割りを排除し、災害時に把握すべき情報が漏れなく把握できるとともに、発生するすべての業務のカテゴリーに応じた事務をそれぞれ処理することのできる部局長をリーダーとした部隊を編成することにより、本部長及び統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制としました。

② 各救助機関と総括部隊とのハブ機能を担う「救助班」の設置

災害対策統括部総括部隊に救助班を設置し、自衛隊・警察・消防・海上保安庁等各救助機関への救助要請情報の提供及び救助活動調整、各救助機関からの情報集約及び総括部隊への伝達等、救助班が軸となって、情報共有・活動調整を行う体制としました。

③ 情報収集、市町支援等人的支援体制の確立を目的とした「派遣班」の設置

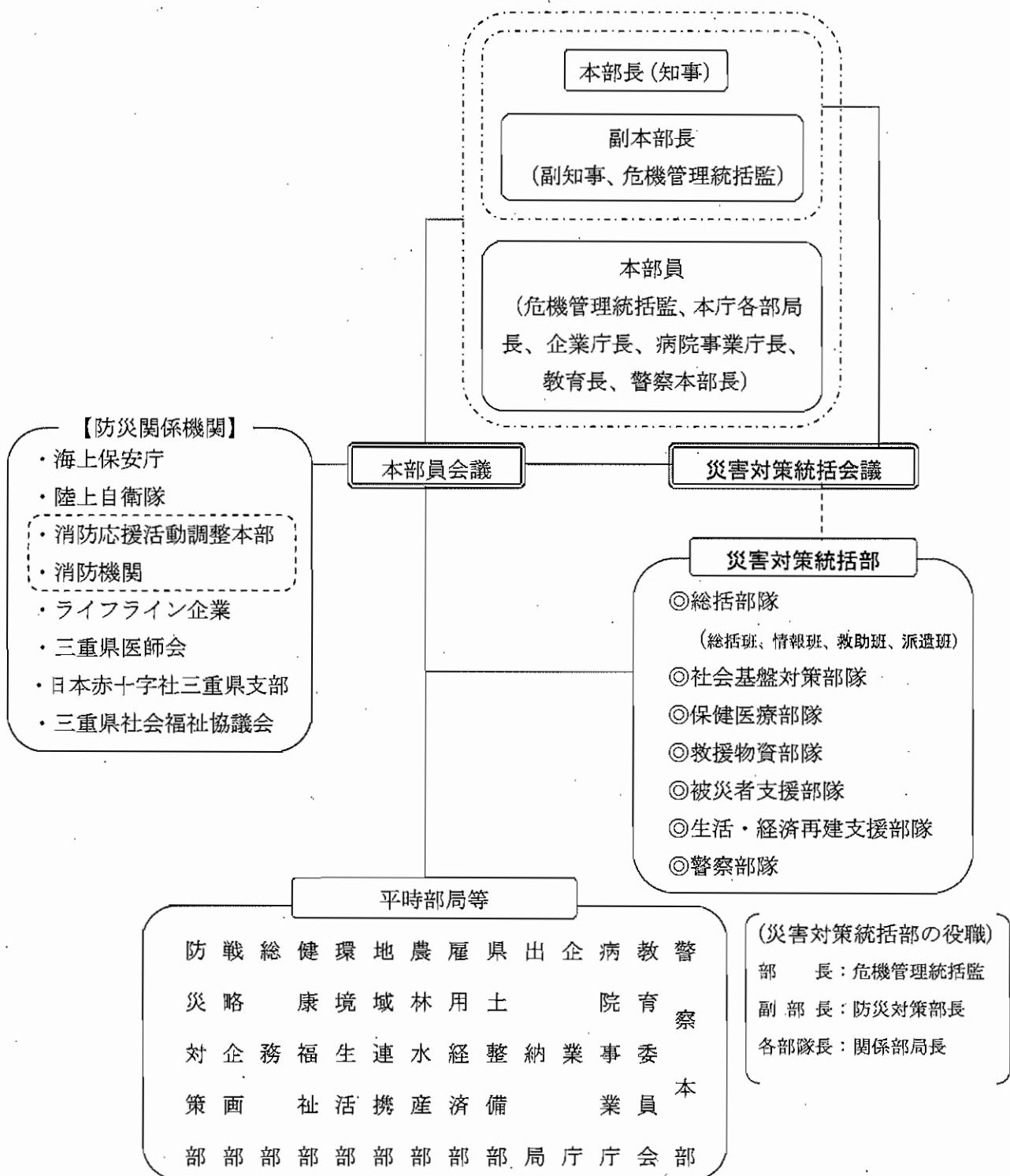
災害対策統括部総括部隊に派遣班を設置し、災害発生が危惧される時点から人員派遣がスムーズに実施できる体制としました。

④ 臨機応変に対応検討等を行うための「災害対策統括会議」の設置

対策立案機能の強化を目的に、本部長が災害予防や災害応急対策の実施の推進に関する方針等を決定する仕組みを明確にし、緊急かつ迅速に対処すべき事案について検討するため、災害対策統括会議を設置しました。

(参考1)

三重県災害対策本部 組織図



(2) 地方災害対策部（地方部）（「参考2」参照）

災害対策本部の組織体制について、災害対策本部組織との整合性及び地域機関の見直しを踏まえ、平成24年度に次のとおり見直し、平成25年度から運用します。

① 地方統括部の創設（総括班の充実・強化）

従来からある総括班に、新たに救援物資班及び被災者支援班を加え、新たに地方統括部を設け、組織の充実・強化を図ります。

② 派遣チームの創設

情報収集等を目的とした職員の派遣及び調整を行います。

③ 地方部調整会議の創設

地方部内の総合調整が必要な災害対策活動について、関係する構成員で協議します。

(3) 災害時における職員派遣体制の整備（「参考3」参照）

これまで、災害応急・復旧活動支援等被災市町からの要請に基づく行政支援を実施してきたところですが、災害対策本部組織体制の見直しをあわせて、災害時における職員派遣体制を次のとおり整備しました。

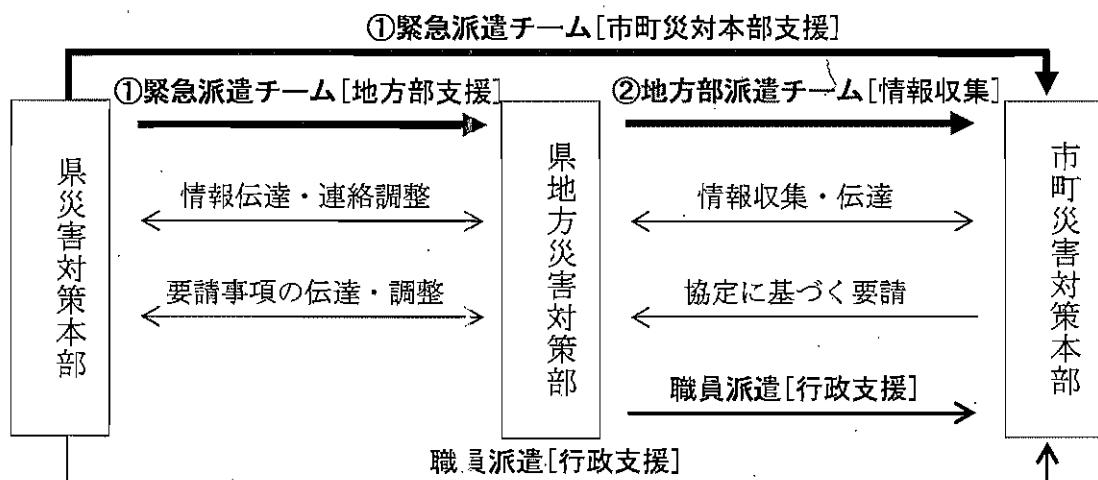
①緊急派遣チーム

災害が発生又は発生するおそれがある場合に、災害対策統括部「派遣班」の調整のもと、地方部支援、市町災害対策本部支援を行うために災害対策本部（本庁）から派遣します。

②地方部派遣チーム

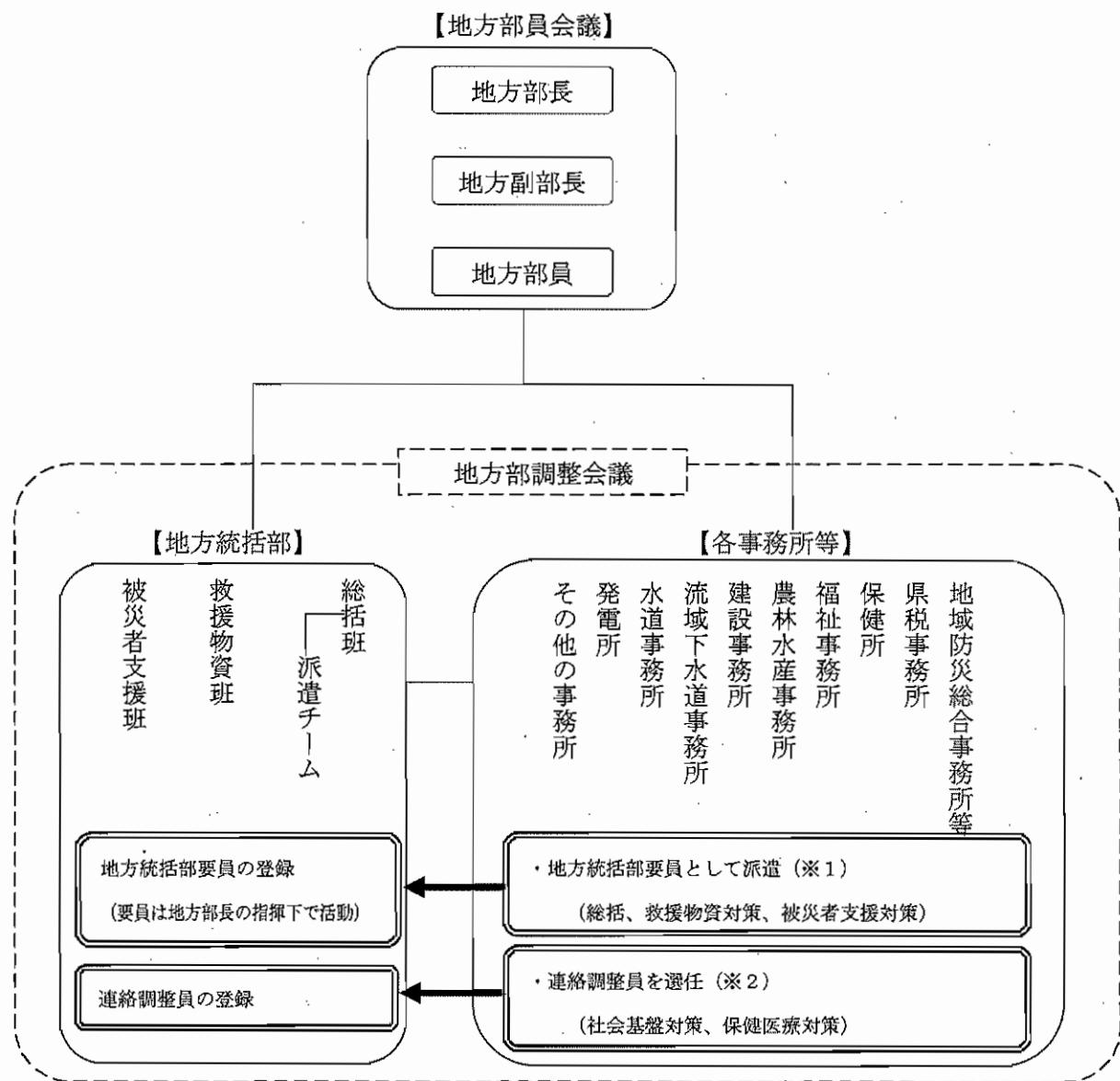
災害が発生又は発生するおそれがある場合に、地方部「総括班」の調整のもと、被災市町の情報収集等を行うために地方部から派遣します。

（参考3）災害時における職員派遣のイメージ



(参考2)

地方災害対策部 組織図



※1 平時業務と関連する災害対応の無い所属から、地方統括部の業務（総括、救援物資対策、被災者支援対策等）を実施する職員を派遣します。

※2 平時関連業務（社会基盤対策、保健医療対策）を行う事務所は、連絡調整員を選任し、地方統括部との連絡調整を行います。

2 防災訓練の実施

(1) 概要

東日本大震災及び紀伊半島大水害の教訓を踏まえ、即応型のより実践的な訓練を実施することにより、県民の防災活動に関する意識の高揚を図るとともに、市町や防災関係機関と連携して、災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対応が実施できる体制を整備します。

(2) 平成25年度防災訓練の基本的考え方

図上訓練や実動訓練等様々な訓練を行うことにより、災害対策本部、地域防災計画などの検証を行います。

図上訓練は、段階的かつ着実に実施し、発災～約1カ月の期間における実践的対応能力の向上を図ります。

実動訓練では、地域特性を考慮して、初動期に重要な役割が期待される住民、自主防災組織等の参加に重点を置いた訓練及び住民と防災関係機関・医療機関等相互の連携を強化した訓練を行います。

(3) 訓練内容

① 情報伝達訓練

三重県地域防災計画に基づき職員一斉メールシステムを使って「三重県職員情報伝達訓練」を抜き打ちで実施し、非常時における県職員の迅速な情報伝達について検証します。

② 総合防災訓練（図上訓練）

災害対策本部新体制での災害対応の検証を行うとともに、県災害対策本部の大規模災害時における対処能力の向上を図るため実施します。

③ 三重県・熊野市・御浜町・紀宝町総合防災訓練（実動訓練）

南海トラフ沿いで発生する大規模な地震及び津波が発生したとの想定のもと、県民主体の防災対応、各関係機関の連携強化、防災活動に関する技術の向上を目的として、地域の特性（災害時医療、津波避難、孤立化対策など）を考慮した県民主体のより実践的な総合防災力強化のための実動訓練を行います。

日 時： 9月1日（日） 9時00分から12時00分

主 催： 三重県、熊野市、御浜町、紀宝町

場 所： 熊野市全域、御浜町全域、紀宝町全域

④ 伊賀広域防災拠点活動訓練

広域的な災害が発生した場合の後方支援活動を主体とした災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関等相互の連携を強化しつつ、より実践的な訓練を実施しました。

日 時： 5月26日（日） 9時00分から12時00分

主 催： 三重県、伊賀市、名張市

場 所： 伊賀広域防災拠点

⑤ 他府県と連携した訓練

近隣府県との災害応援協定等に基づき、災害時の連携強化を図るため実施します。

- | | |
|--|----------|
| ・ 4県（三重、和歌山、徳島、高知）共同津波避難訓練 | 7月28日（日） |
| ・ 中部ブロック緊急消防援助隊合同訓練 | 時期、場所未定 |
| ・ 中部9県1市情報伝達訓練 | 時期未定 |
| ・ 近畿府県合同防災訓練（仮称）（滋賀県）
（近畿ブロック緊急消防援助隊合同訓練） | 時期、場所未定 |
| ・ 関西広域応援訓練（図上訓練）（滋賀県他） | 時期未定 |

3 県と市町における災害時広域支援体制の充実

（1）経緯

県と市町が、災害時に迅速かつ的確に対応できる災害時広域支援体制の構築を目指し、互いの連携を深めることを目的に、「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議（以下「連携会議」という）」を平成24年2月28日に発足させ、緊急の課題として、県と市町の災害時応援協定について具体的な検討を行ってきました。

平成24年8月23日には、県、市長会及び町村会で改訂した協定書の調印を行い、平成25年2月14日には、具体的な手順や様式を定めた実施細目について連携会議の場で合意しました。

（2）連携会議における検討状況

① 三重県市町災害時応援協定の改訂（「参考4」参照）

連携会議での検討を踏まえ、平成24年8月23日に三重県市町災害時応援協定を改訂しました。主な改訂ポイントは次のとおりです。

- ア　これまで応援の主体は市町であり、県の役割は状況把握と応援市町への要請のみでしたが、県も主体的に応援活動に加わることを規定しました。
- イ　大規模な災害などで、広域応援となった場合に県が調整して市町へ応援を要請することについて規定しました。
- ウ　被災市町から情報発信が不可能な場合の情報収集、応援活動等について、要請を待たずに情報収集、応援活動等を実施するよう規定しました。

② 三重県市町災害時応援協定書実施細目の策定

上記協定に基づき、協定の実施に必要な事項を定める「実施細目」について、引き続き連携会議で検討を行い、平成25年2月14日の連携会議にて合意し、正式に「三重県市町災害時応援協定書 実施細目」として成立しました。

検討に当たっての主なポイントは次のとおりです。

- ア　ブロック体制については、平常時の業務体制及び顔の見える関係を重視し、現在の地域防災総合事務所・地域活性化局単位としました。
- イ　被災市町からの応援要請に対して、県がその調整を行い、応援市町へ応援を要請する具体的な手続き（窓口・手順・様式等）について規定しました。
- ウ　災害応急対策活動を迅速に遂行するために必要となる、連絡窓口、備蓄物資、物資拠点等の情報について、事前に県及び全市町にて情報共有を行

うことについて規定しました。

(3) 今後の予定

三重県市町災害時応援協定書及び実施細目については、平成25年2月に実施した図上訓練で検証を行いました。今後も訓練や実際の災害での活動を通じて、内容について検証し、必要に応じて見直していくこととしています。

また、今後検討すべき課題については、全市町の意見もふまえ、主に『物資支援』と『広域避難』の体制整備を中心に、引き続き連携会議にて検討を行うこととしています。

4 広域防災拠点施設の整備

(1) 経緯

大規模で広域的災害が発生した場合に、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、広域的な活動拠点を平常時から確保しておく必要があります。

県では平成8年度に「三重県広域防災拠点施設基本構想」を策定し、県内の5つのエリアごとに、順次、広域防災拠点の整備を進めており、平成25年3月には伊賀広域防災拠点が完成しました。

(2) 広域防災拠点施設等構想検討委員会での検討結果

平成24年度に三重県防災会議の部会として、学識経験者や防災関係機関等で構成する「広域防災拠点施設等構想検討委員会」を設置し、「広域防災拠点のあり方」と「北勢拠点の候補地」について検討を行いました。その検討結果については次のとおりです（別添『三重県広域防災拠点施設等基本構想〔改訂版〕』参照）。

① 広域防災拠点のあり方

北勢拠点と伊賀拠点を県外からの広域応援部隊や救援物資等の最初の受入れ拠点として位置づけ、北勢拠点及び伊賀拠点を含む三重県の全拠点が各地域の支援を行うというように、各拠点の役割を階層化することとしました。

また、1つの拠点で同時に様々な機能を発揮することは困難であるため、周辺施設等との連携について検討し、臨機応変に防災拠点を運用していくこととしました。

② 北勢拠点の候補地

北勢拠点に求められる役割と機能を踏まえた比較を行い、最終的に候補地は「四日市東ＩＣ周辺（県有地）」を優先候補とし、民有地の公有地化という課題が解決できれば「四日市市寺方町地内（四日市市推薦）」についても候補となりえるということで、四日市市内の2箇所に絞り込まれました。

(3) 今後の方針

① 広域防災拠点のあり方について

改訂された基本構想に基づき、各広域防災拠点施設の周辺施設の調査と連携の可否などの課題について、引き続き検討を行います。

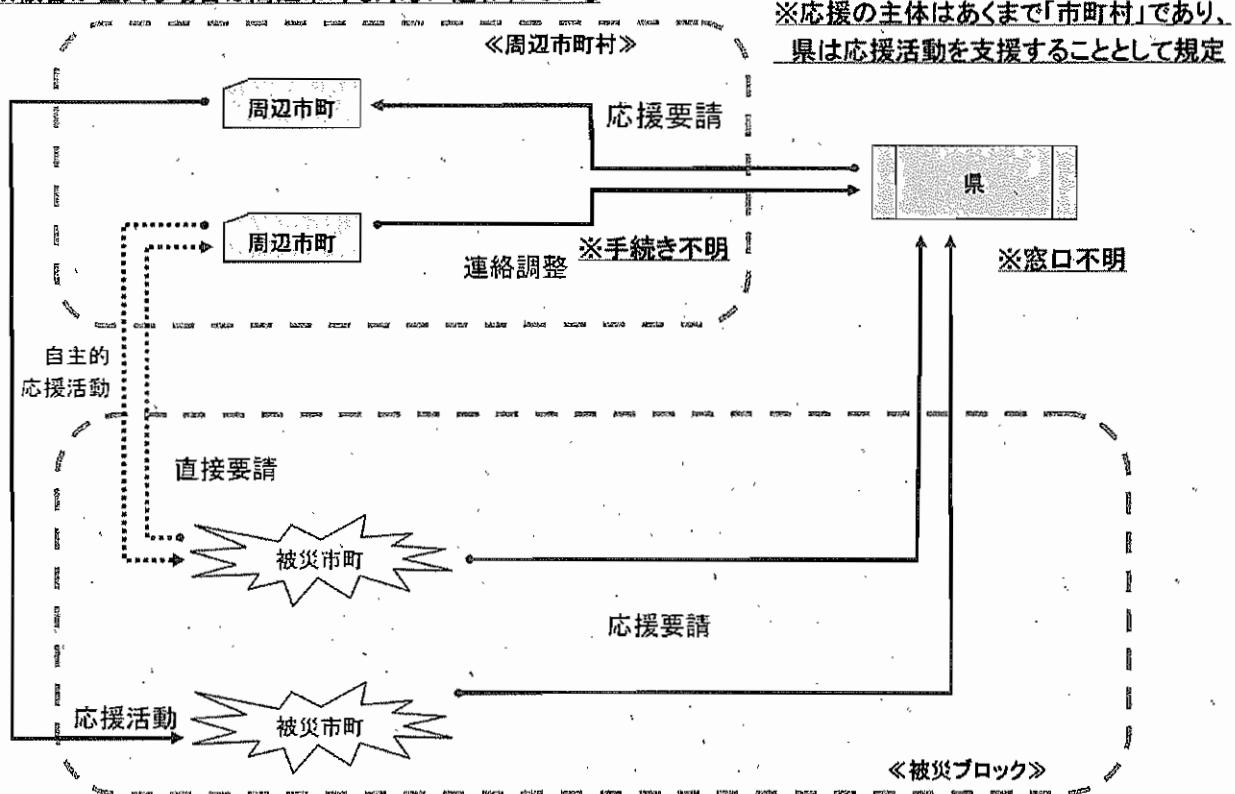
② 北勢拠点について

検討委員会において絞り込まれた2箇所の候補地については、四日市市と候補地調整に向けて協議に着手したところであり、最終的な整備地を慎重かつできる限り速やかに決定していきたいと考えています。

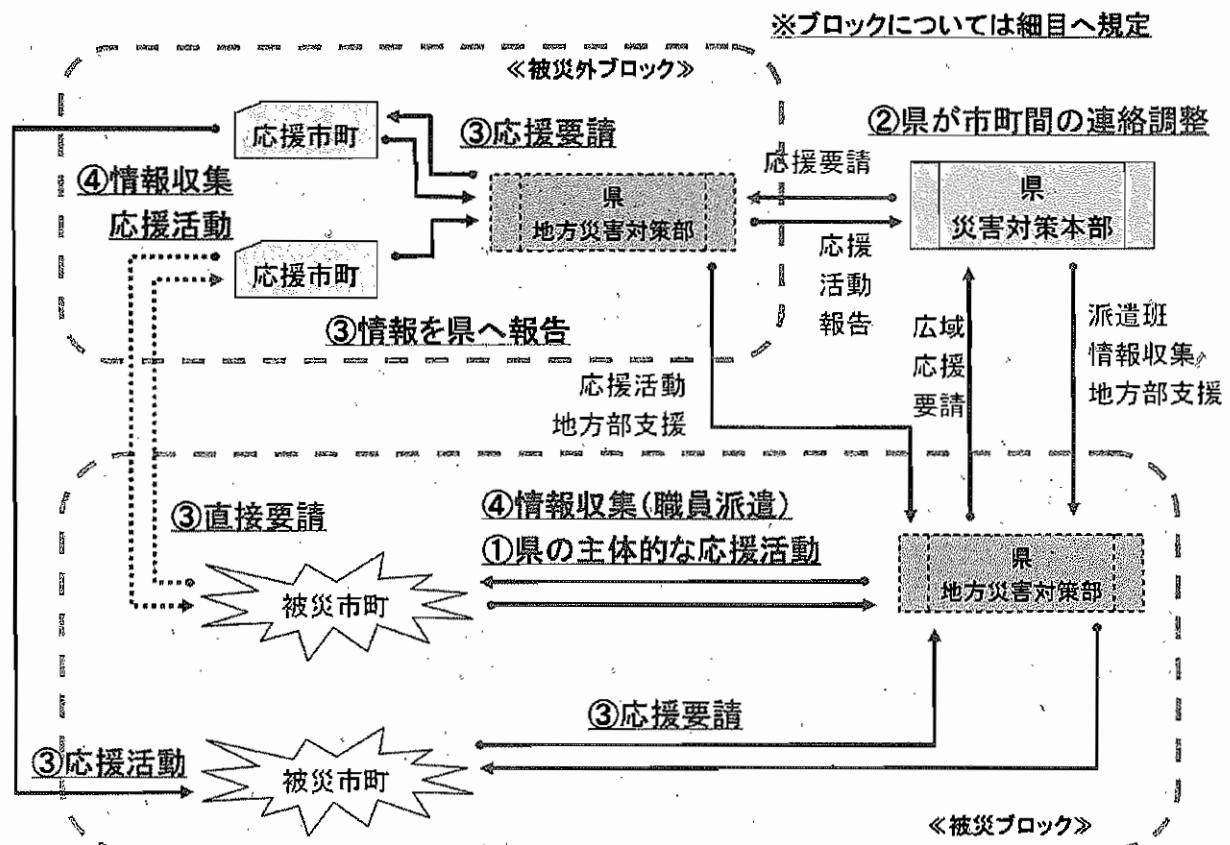
(参考4) 三重県市町災害時応援協定の改訂

● 三重県市町災害時応援協定 (H12. 9)

※被害が甚大な場合は周辺市町も対応に追われている



◎ 三重県市町災害時応援協定 (H24. 8)



10 危機管理の推進について

1 三重県危機管理方針等について

本県では、「三重県危機管理方針」、「三重県危機管理計画」及び「三重県危機管理実施要領」を作成し、「知る」、「備える」、「行動する」をキーワードとして、全庁的に危機管理に取り組んでいます。

(1) 三重県危機管理方針

県の危機管理推進の基本的な方針をまとめたもので、全職員が危機管理に取り組む共通認識とするものです。

(2) 三重県危機管理計画

危機管理体制の構築、危機発生時の対応、未然防止対策等の危機管理に係る基本的な取組をまとめたものです。

(3) 三重県危機管理実施要領

危機管理を実施する際の各取組の具体的な内容やサポートツール等をまとめたもので、課長等の職員の行動手引書となるものです。

2 危機管理体制について

平成24年度においては、全庁的な視点で危機を察知し、災害や危機の発生時には、各部局を横断して強い指揮権限を持つ「危機管理統括監」を設置し、平成25年度からは、地域における防災・危機管理機能を強化するため、「危機管理地域統括監」を設置し、県全体の危機管理体制の強化を図っています。

また、防災対策部においては、危機管理統括監の統括の下、各部局等の危機管理に対する助言、調整等を行うとともに、部局への危機管理責任者の配置、危機管理を推進するための連絡調整機関である「危機管理責任者会議」の設置などにより、全庁的な危機管理を推進する体制を構築しています。

3 主な取組

(1) 危機・リスク情報の早期把握と対応

各部局等において、危機・リスク情報（県民生活に好ましくない影響を与える事態や県の組織運営において県民の信頼を損なう事態の発生につながる恐れがある情報）を認知した場合には、危機管理統括監まで報告を迅速に行うよう求めており、その上で必要に応じ知事まで速報するとともに、各部局等に対して、その処理対応について助言、調整等を行っています。

(2) リスク情報等の活用

職員向けの庁内ホームページにヒヤリハット事例、過去の危機発生事例、危機管理に関する情報等を掲載することにより全庁への情報共有を行い、危機発生の防止を図っています。

また、平成23年度から、新聞等で報道された、他所の危機事例の情報を迅速に全庁に情報共有する仕組として「危機管理リアルタイムメール」の運用を開始しています。

(3) 発生した危機事案の原因分析と再発防止措置の実施

本県において危機が発生した場合には、危機発生の原因（人的要因、システム的な要因）や背景にある問題点を分析し、再発防止のために必要な措置を講じています。

(4) 危機管理の取組状況のモニタリング

部局等における危機管理の取組状況を、防災対策部においてモニタリングし、その取組改善を支援しています。

(5) 研修、訓練等

- ① 新任所属長、新任班長を対象とする危機管理研修の実施
- ② 危機管理責任者、危機管理推進者、全次長級職員を対象とした専門的な研修の実施
- ③ 県職員及び市町職員を対象とした危機管理セミナーの実施
- ④ 個別危機管理マニュアルに基づく危機対応訓練や危機管理連絡網に基づく情報伝達訓練の実施

4 今後の対応方針

(1) 危機・リスク情報の迅速な報告の意識づけ

各部局等に対する指導啓発あるいは検証作業等を通じて、危機・リスク情報の迅速な報告の重要性について職員への意識づけの徹底を図ります。

(2) 他所で発生した危機事例の分析検討と必要な措置の実施

他の自治体等で発生した危機事例について、機を失すことなく、関係部局等と連携して分析検討し、本県における類似事例の発生防止に必要な措置を講じます。

(3) 発生した危機事案の検証の徹底

発生した危機事案の原因分析のほか、発生した危機への対処措置の内容やプロセスの適否にも注目して、徹底した検証を実施します。

(4) 研修等の充実

職員の危機管理意識の浸透や危機への対応力の向上に向け、より効果的な研修、訓練の実施に努めます。

(5) 各部局との連携

各部局の危機管理責任者等との連携を密にし、危機発生時により迅速かつ的確な対応を行うようにしていきます。

11 国民保護の推進について

1 国における関係法令等の整備について

平成15年6月に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(事態対処法)が制定され、この事態対処法の成立を受け、平成16年6月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)が制定されました。

また、平成17年3月に国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針として、「国民の保護に関する基本指針」(基本指針)が閣議決定され、県が国民保護計画を作成する際の基準となるべき事項を定めた「都道府県国民保護モデル計画」が公表されました。

2 県・市町等のこれまでの取組

これを受け、県においては、平成18年3月に三重県国民保護計画を作成し、同計画に基づく国民保護訓練を実施するなど、国民保護に関する各種取組を進めています。

(1) 県の体制整備

平成17年3月、「三重県国民保護協議会条例」、「三重県国民保護対策本部及び三重県緊急対処事態対策本部条例」、「災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例」の公布、施行

平成17年4月、三重県国民保護協議会の設置

(2) 県国民保護計画及び市町国民保護計画等の作成

平成18年3月、県国民保護計画の作成

平成19年3月末までに、29市町の全てが国民保護計画を、8指定地方公共機関^{*1}の全てが国民保護業務計画をそれぞれ作成

(3) 県国民保護対策本部活動要領等の作成

平成20年3月、県国民保護対策本部等活動要領の作成(武力攻撃事態等及び緊急対処事態における県国民保護対策本部の活動についての必要事項を規定)

平成22年度中には、全ての地方部において県国民保護対策本部等地方部活動要領を作成

平成22年3月、「三重県国民保護対策本部及び三重県緊急対処事態対策本部事務局活動マニュアル」の作成(武力攻撃事態等及び緊急対処事態における、国民保護措置を実施するに当たっての具体的な行動内容や手続きについて整理)

(4) 県国民保護訓練の実施

緊急対処事態発生時における初動措置の確認、緊急対処事態対策本部における業務の確認、関係機関相互の連携強化を主な目的として、県国民保護計画に基づく国民保護訓練を平成19年度以降実施

平成24年11月には、国との共同により、初めての実動訓練を実施

(5) 市町へのJ-A L E R T^{*2}の整備促進

住民に緊急情報を伝達するための有効な手段として市町へのJ-A L E R Tの整備促進を図ってきた結果、平成22年度末までに県内全ての市町に整備されました。

また、平成24年9月に初めての全国一斉の自動放送等に関する訓練が実施され、県内7市町で音声が流れないとなどの不具合が生じましたが、原因の究明と改修を行い、再訓練で正常に作動することが確認されています。その後も、継続的に訓練が実施されています。

なお、J-A L E R Tの自動起動装置については、平成25年度末までに県内全ての市町に整備される予定です。

(6) 市町避難実施要領のパターンの作成支援

住民の避難措置の際、市町毎の主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法を示すため、各市町は避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておく必要があります。このため、県が作成した「国民保護計画に係る三重県避難要領」や「市町避難実施要領の手引き」を市町に提供するなどパターン作成に向けた支援を行い、その結果、平成24年度末までに、県内全ての市町において避難実施要領のパターンの作成が完了しました。

(7) 北朝鮮情勢を踏まえた対応

近年の北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射に関しては、国等を通じて正確な情報の収集に努めて対応態勢を整えるとともに、発射した際には、J-A L E R T等により市町や防災関係機関と情報共有を図り、県民への情報提供を迅速に行ってています。

*1 指定地方公共機関

一般社団法人三重県エルピーガス協会、伊勢湾フェリー株式会社、
三岐鉄道株式会社、公益社団法人三重県バス協会、
一般社団法人三重県トラック協会、公益社団法人三重県医師会、
三重テレビ放送株式会社、三重エフエム放送株式会社

*2 全国瞬時警報システム（J-A L E R T：ジェイ・アラート）

津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、市区町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。（平成18年度から運用開始）

3 今後の予定

(1) 県国民保護計画等の見直し

三重県地域防災計画の見直しや、国の基本指針の改正を踏まえ、県国民保護計画、県国民保護対策本部等活動要領等を見直し、より実効性のあるものとしていきます。

(2) 市町の国民保護施策への支援

市町の国民保護計画の変更、国民保護訓練の実施等について、引き続き支援を行っていきます。